第　３　８　回

米子市淀江地域審議会会議録（概要）

米　子　市

第３８回米子市淀江地域審議会会議録

１．開催日時　平成３０年１１月８日（木）
　　午前９時３０分開会　　午前１１時１０分閉会
２．開催場所　米子市淀江支所　２階大会議室
３．出席者　　委員（敬称略）
　　長谷川晋也（会長）、古川拓郎（副会長）、田口憲之、松原幹夫、
　　吉田康巳、田中由美、松井智子、中川良久、長谷川明洋
　　米子市
　　若林都市創造課長、相野都市創造課係長、植田都市創造課主幹
　　田仲都市創造課室長、山根都市創造課主幹
　　事務局
　　髙橋淀江支所長、宮松地域生活課長、青砥地域生活課課長補佐、
　　田原地域生活課主幹、作野地域生活課主幹
４．会議次第
　１　開会
　２　会長挨拶
　３　議事
　　（１）米子市都市計画マスタープラン（素案）について
　　（２）淀江町巡回バス「どんぐりコロコロ」の運行委託業務について
　　（３）その他
　４　閉会

議事１　米子市都市計画マスタープラン（素案）について都市創造課が説明を行い、質疑・応答に移行。

長谷川委員：今後このマスタープランの策定は公民館で説明し、今後都計審で図って答申、諮問を行ったものを議会に諮るのか。

相野係長：　都市計画を決定するにあたり、法的な手続きではないので、都市計画審議会においては、諮問、答申という形ではなく、意見を伺うという形での審議をし、そのあと地域、各公民館を回りそこで出た意見をまとめ、それを基に案としてまとめて、再度淀江地域審議会、都市計画審議会の方で意見を伺い、まとめたものを最終的に公表する。

長谷川委員：今日の案件が諮問案件かどうか確認させてもらったら、諮問案件ではないと回答をいただいた。諮問、答申でなければ今日の会議はなんなんだというところ。委員会審議会条例設置条例において、そのエリアで基本方針を策定することというのは、本来、諮問、答申案件として、審議会で検討すべきではないか。

宮松課長：　審議会の基本については、諮問、答申という形を考えているが淀江地域のみなさんの生活に影響があるもので、諮問にかける事項には当たらないものについても報告、説明をさせてもらっている。従前から委員さんのご意見をいただきながら進めてきたところで、ご理解をいただいている。

長谷川委員：地域審議会条例第３条で、新市の基本構想、各種計画の策定、こういうことについては市長の諮問、答申をする規定がある。こういった計画はそれに該当するのではないか。そうであるならばきちんと諮問、答申という形でもってこの審議会の意見というものを市に対して出していくべきでは。市長が諮問しなければ答申しないという態度ではなく、条例３条の規定ではこういったことについては、きちんと諮問をして答申をするものだと条例上明らかに明記されている。

宮松課長：　従前、米子市の総合計画等、諮問、答申という形が適しているということで処理しています。今回のケースについてはそこまではいかないので、報告で良いではないかということで、案件として上げさせていただいた。

長谷川委員：それはおかしいのではないか。このマスタープランは、このエリアの方針を定めるという基本になる計画であるのに、なぜ、諮問、答申として審議会に諮らないのか。

髙橋支所長：都計審においてもこのマスタープランは、諮問という行為がないようです。都計審が上位機関であるとすれば、そこでないものをこちらだけでするというわけにはいかないが、こちらに何もなしで市が行うのもどうかということで、皆さんのご意見を伺ってマスタープランの中に反映できればと。

吉田委員：　こういう形で意見を集約して、この後に諮問機関として、もう１回審議会に諮るということはできないものか。

髙橋支所長：先ほど都市創造課長の方からもあったのですが、一度地域の皆様に意見をいただいて、こちらでも意見をいただいて、それを改めて審議会に諮るという言い方が正しいのかは分かりませんが、こちらでもやると伺っている。

吉田委員：　それが諮問答申というやり方でできるのか。

髙橋支所長：それが諮問という形になるのか微妙です。

吉田委員：　長谷川さんが言うように、きちっとした淀江側の答申として、こういうものをこういう形で出しますが皆さんはどう思われますか、という形をとらないと結論が出ない、米子市だけ、淀江町だけでものが進んでしまうということになると言えないか。

髙橋支所長：私のところですべてお答えできるわけではないのですが、もう一度まとめたものを上げますので、それが諮問という形になるのか市の方に持ち帰って法制担当と相談をし、報告をさせていただきたい。

長谷川会長：市の方に持ち帰って、返事をさせていただくということでよろしいですか。

長谷川委員：審議会は条例に基づいて設置された第三者機関なので、やはり結論方針が重みをもつ。そういうことを踏まえるのなら、案件によっては諮問案件、そうでなければ意見を聞きそれを反映させるという事で、このプランが諮られたら審議会の意見としても、きちんとした答申というかまとめを出して、市に対して報告をする取り扱いをしてもらいたい。

古川副会長：質問者と市側が違った解釈をしていると思いますが、今日は諮問のために来られたわけではないですね。こういうマスタープランを今回考えましたと。地域審議会に案を提案しご意見を聞くために委員会を開いたと、

こういうことなんですよね。これからこれに基づいて確実な基本計画マスタープランができます、そして最後にはきちんとした諮問を出してあげられるということですよね。

髙橋支所長：流れとしてはそのようになるのではないかと思っておりますが、諮問という言葉を前に持ってこられますと、すぐにはお答ができないため、そこだけ相談させてくださいという事です。

古川副会長：そうしますと諮問の対象にするかどうかはわからないけれども、現在の地域審議会としての意見というものを聞取りしたいという事ですね。

髙橋支所長：そういう事です。

長谷川委員：４３ページの中で、上淀廃寺跡が公園と記載してあるが、いつから公園となったのか、というのが分からない。国の史跡としては分かっているが、公園としての位置づけを何時されたのか。

相野係長：　持ち帰って、確認をさせていただきたい。

松原委員：　史跡公園に認定されたのでは。面積が足りず国営公園がだめで、国史跡公園に認定されたと聞いた。

長谷川会長：その点については、市の方で確認をして、返答をいただけるということでよろしくお願いします。

中川委員：　淀江地域の基本構想という中の整備構想ですね、合併前に淀江町が水と緑と史跡の町、ふるさと公園都市をキャッチフレーズにして住みよい町を謳っているが、この中においてはあまりそういう印象があるような言葉が出てこない。都市計画の方でお願いしたいのは、こういう言葉がきちっと合併前につくった総合計画でも謳っているので、具体的にそういう文言も入れてもらえば淀江地区の課題なりなんなりも見えてくるのではないかと。

若林課長：　前の総合計画と、この等々、用語の整理を検討させていただきたい。

古川副会長：さかのぼった話になってしまうが合併当時に、米子市の新市基本計画があった。まず５か年計画という大きなものがあった。そしてまたマスタープランという言葉が使ってあるが、合併当初につくった大きなものと

どこを見直して、どこが不足か、あるいは当初の計画はここまでできたというような比較値というようなものはできているのか。

若林課長：　先ほど言われました新市建設計画というのは都市計画マスタープランとは別の物で、達成率を出すのも総合計画の方ですので、現在総合計画の方につきましては総合政策課の方で策定するような動きがありますので、そちらのほうで整理されていくということになると思います。
現在総合戦略という計画も別途あり、総合計画と総合戦略など合わせてどのように見直していくかということも検討中です。

長谷川会長：総合計画とかマスタープランとか、どうしてもごっちゃになってしまうことがありますので、そのあたり言っていただけたらと思います。

長谷川委員：８１、８２ページあたりで、私の認識は中川委員とはちょっと反対でして、淀江、淀江といっても具体的には宇田川、大和、淀江地区というのがある。淀江地区でこの史跡を生かしたいというのは分かるのですが、大和地区にとって淀江全体に史跡をといっても何をどうするんだと、まったく見えてこない。あるいはその３地区ごとの淀江の町中の空洞化とかあるいは山間地域における高齢化の問題、あるいは大和地区で見れば人口が急激に増えているとそういった問題を、まったくこの中でどう扱われているのか、どういう将来像を描くのか見えてこない。そこのところをどういうふうに都市計画で将来ビジョンとして描くのか全然分からない。
８１、８２、８３を見るとやたら最後の文言が検討しますと言っている。検討というのは計画ではなくて、検討したものをまとめたものが計画になるのではないのか。考えてみますよ、ではどこにも将来的にはこのようなビジョンでと、マスタープランの目的に即した方向付けが見えてこない。そのあたりの文言の言い回しで非常にその検討しますがいっぱい出てきてしまう。方向性がそれで示せるのかという疑問がしてならない。

中川委員：　今、私が淀江地区と言ったのが旧淀江町という意味で、訂正させてください。淀江町の総合計画を立てた時点のそういう文言をきちんと生かしてほしいという意味合いです。

相野係長：　淀江地区の中でそれぞれの細かい地区に分けての検討は実際のところは行っていない状況です。この件につきましては旧米子においても、例えば弓浜部につきましても大きなくくりで整理をしている。例えば人口減少の件においても基本的には米子市全体での話にとどめている。長谷川委員さんが言われましたように各地区それぞれでいろいろな課題がある

が、このマスタープランの中ではそういった細かいところまでの検討方針を定めてはいない状況。

若林課長：　文末の検討します、という表現についてですが、都市計画マスタープランは、まちづくりの方針をこういう方に向かって考えていこうと言うことで、事業計画のような、計画で何年ごろにこれをきちんとしますというようなところまで定めるようなものではなく、方向性を考えていくときに検討する方向性はこちら側です、というようなまとめ方で書かしていただいている。

吉田委員：　ご提案３つほど。大和地区今少しずつ人口が増加しております。そして、住居表示の仕方が佐陀で一括された番号になっています。もっと地域を生かす、例えば佐陀北浜、佐陀新田、佐陀浜というふうに佐陀の下にその地域の名前いれて、住居表示の見直しをやってはどうか。
大和、宇田川、淀江と３地区に分かれた。それぞれの公民館が独立してそれぞれの自治会活動を行っていくという上で、淀江が一括して保ってきた公民館活動が地区々々の公民館に移譲されなければならない。だとすれば、大和分館という名称そのものも変えていただきたい。大和公民館としての公民館活動としての役割をそれぞれが持っていただくような形をもっていただきたいと。事業内容もおなじで淀江が中心となって物事が動いていた部分を全部とは言わないまでも、淀江で考えていかなければならない事業はありますけれども、大和それ自体で公民館活動をできるような形で公民館活動そのものを移譲していただける形にしていただきたい。
大和公民館そのものが、ハザードマップで、例えば淀江公民館、宇田川公民館は立派な建物であそこに避難場所があるよと言って行かれますが、大和分館に行こうという方は全く、行ったって助からない、その大和分館を避難場所として考えるにはどうしたらいいか、どういう形で向かっていけるかというご提案をしていただきたい。

長谷川会長：提案はわかるのですが、都市創造課のマスタープランの説明とはちょっと離れますので、それはまた違う機会に違う方向でお話ししていただけたらと思います。

髙橋支所長：今、会長さんがおっしゃられた通りで、所管がそれぞれにございます。この中で考えることとなろうかと思いますので、ご提案があったので、担当課の方には伝えさせていただいて、何らかの形でお答ができるようなことにしたいと思います。

長谷川委員：例えば８２ページの中で、将来目標の中で歴史的資産と大山山麓の豊かな自然を活かしたまちづくりを目指します、というところでこれ非常にいいことです。ただ、特に大和地区にとってはこんな目標掲げて具体的に歴史的資産と大山山麓の豊かな自然を活かしたまちづくりをどう進めるんだといっても、住民の人は全くピンと来ないです。
それから文言で整備を検討しますではなくて、進めますって言ってしまえば、あるいは推進しますと言えば分かるんですが、なんで検討しますなのか。
何よりも大事なのはマスタープランの目的役割は将来像を示すことであって、検討課題を上げることではない。その辺で検討しますという言い回しは将来像が見えない。努力しますという言い方をすればいいのに、検討しますという言葉をプランの中でたくさん使っていいのか。

中川委員：　８３ページですが、緑のネットワークを形成した快適な河川下水道整備で、塩川、宇田川などとなっているがこれに妻木川を入れてほしい。妻木川の石積護岸が荒れているところがあること、河口閉塞があるため、維持管理に努めてほしい。

若林課長：　関係課の方と表現の方法、考えさせていただきます。

松井委員：　長谷川委員が言われたのは、淀江地区が淀江、大和、宇田川として考えがちで、ここに構想として出てきたのは、淀江町全体としてこのようなまちづくりをしますという大きなプラン。あまり地区ごとのプランはこの場では考えず淀江地区全体で考えるべきである。

吉田委員：　これは間違いである。個々の地域がどういう環境状況にあるのか、その地区々々を考えないと、米子市全体でまとめて考えるのは間違い。地区の問題点を整理して、全体像をまとめていかなくては健全な暮らしやすい都市計画にはならない。

松井委員：　それももちろん大事であります。個々の課題、現状をはっきり把握されて淀江地区の大きな発展をと思います。が、ここでうんぬんされるのは大きなプラン、このようなまちづくりをしますというプラン。個々のことは、それ以前以後で、話し合われなくてはならない。
個々のことについてですが、防災のことが書いてあります。類焼を防ぐためにということが書いてあるが、火事になると地区が丸焼けになるようなところもある。それについても話し合いたいが、今そういうところを話し合うところではないと思います。消防車が通れる道を作らなければいけないという法律ができたと聞いているが、実際に立ち退きしたと

ころもあるが、淀江地区ではまだなくて、消防車、救急車が入らないところもある。ここでは道路整備をしますと括ってある。吉田さんの言ったように個々の課題、現状を考えないといけない。

長谷川会長：委員さんの言われるのは、具体的な個々の問題をイメージしたうえでのマスタープランをぜひとも考えていただきたい、という事だと思います。検討よろしくお願いいたします。

吉田委員：　ハザードマップの見直しは。大和地区は日野川、佐陀川、日本海に囲まれた三角州。水害におびえて暮らしている。ハードルを上げたハザードマップの作成ができないか。

髙橋支所長：担当が防災安全課。県のデータ更新時等、機会あるごとに手直しを行っている。担当課に伝えておきます。

田中委員：　このまちづくりの方針というところで内容については、各部署の方が計画していかれるのでは。全体として優先度がありますか。

若林課長：　マスタープランは土地利用の方針を定めるということが目的です。各種上位計画、関連計画との優先順位を定めるような計画ではありません。各種計画は各々の所管で作成され、優先で行うべき事業がそれぞれあると思います。それについては、議会等に諮って優先的に実施していくということになろうかと思います。

田中委員：　全体的にはあくまで方向性を出していくということと思いますが、優先的に行っていくという位置づけを行うことはないのか。

若林課長：　マスタープランにおいてはありません。

田中委員：　都市計画という意味では、こちらを優先しないといけないという課題的なところはないのか。

若林課長：　米子市の政策を総合的に進める最上位計画は総合計画です。それに関してはある程度の財源を見越して計画を立てていくのですが、ハード事業、ソフト事業等あるのですが、そのあたりの優先度、どのようにやっていくのかを総合計画の中でやっていく。が、総合計画の中で優先順位を明記されている状態ではない。必要なものはそのたびごとに当局も提案し議会で諮って実施していくことになる。

松原委員：　山陰自動車道のインター。淀江のインターの活用はないのか。

髙橋支所長：国の開発基準がありまして、淀江地区は都市計画地域ではありますけども、あの周りは農振農用地となっている。その解除を行って、開発をしないといけないが、米子市は人口が全国平均値より高いので農地を開発することが難しい。また、料金所の跡地はほとんどが大山町の区域で米子市が開発はできない。候補地としては、何かやりたいという気持ちはある。

議事２　淀江町巡回バス「どんぐりコロコロ」の運行委託業務について都市創造課が説明を行い、質疑・応答に移行。

中川委員：　現在のバスからマイクロバスへの変更にともない、運行経路の変更は考えられていないか。

田仲室長：　現時点では運行経路はそのままでと考えている。が、運行委託事業者から経路が複雑である、運行ダイヤが過密で運転手が休憩を取れないという意見をいただいているので、その点を踏まえて変更等を考えていきたい。

中川委員：　４０番小波から４１番小波上を通り、４２番のバス停に戻っていくルートがあるが、小波上の集落の上にはまだ集落が続いている。ここの間の利用がこの状況でできるのか。かなり無駄なルートが入っている。現地を検討しながら、今度導入される車両の大きさを踏まえてルートを考えてほしい。

田仲室長：　貴重な意見をありがとうございます。新しい車両の導入等に関しては、地域住民の方々のご意見を伺いながら検討を進めていきたいと思います。

田口委員：　運行表で妻木晩田遺跡が朝１０時４６分運行で帰りが４時。利用があるのか。ただ史跡の町ということで入れているだけなのか。バスの運行を考える上で現在のバスのルートを実際に行政で確認して、新しい運行表を作られては。
南部町で、マイクロバスで運行を変えたとＮＨＫで見た。行政の方で見られた方はあるか。近くの実態を把握しているか。

田仲室長：　妻木晩田の件ですが、年間１８名の利用のみでありますので、現地などを確認しながら考えていきたい。南部町のデマンドバスですが、承知はしている。鳥取県の公共交通再編実施計画に定められたもので、米子市

も参画はしている。内容は知っているが実際に運行しているところは見ていないので、その辺も参考にしながら考えていきたい。

田口委員：　今回バスを変えるにあたり参考になるのか。

田仲室長：　南部町のデマンドバスについては、路線バスを廃止して導入したものでどんぐりコロコロとは関係がありません。

長谷川委員：上淀廃寺跡も妻木晩田も外からマイカーで来られない方の利用は日曜日が多い。が、どんぐりコロコロは日曜日がない。淀江駅から歩いてこられてバスがないと言われる。平日は駅から歩いてこられる方は少ない。こういう巡回バスを使われる方は休日である。今後、実績だけでなくどうすれば利用、活用が推進できるか検討してほしい。

田仲室長：　検討していきます。

中川委員：　資料の、廃止からの経過が２８年度で終わっているようだが、２８年１１月４日に本宮関係のことで会議があり提案がなされている。淀江審議会の案件が一つ抜けている。

長谷川会長：通学の関係でバス時間が変更になった件。

田口委員：　運行車両を米子市で購入するとなっているが予算的にはどのくらいか。

山根主幹：　車両購入の予算はマイクロバス１台１千万円弱、ワゴン車であれば５百万円弱。運行するにあたっては運輸局の許可がいるのですが、その際に予備車両を持たないといけないので、２台の購入となりますので、マイクロバスだと２千万円弱、ワゴン車であれば１千万円弱となる。

田中委員：　委託業者の件ですが見込みとしてはどうか。もしかして、ないことも考えられるか。

田仲室長：　１２月中に公募を開始、２月ごろには委託業者を決定したい。すでに、バス事業者、タクシー事業者に情報を流しており、複数社から話を聞かせてほしいと言われている。

松原委員：　どんぐりバスのルートは今後、１日１便か２便かしか走らないのか。

田仲室長：　冒頭説明しましたが、とりあえずは現状の運行経路で委託業者の募集をかけたいと思う。

松原委員：　そうすると業者が車を何台も持っていないといけないのか。

田仲室長：　基本的に１台で、現在も１台で運行している。

田中委員：　利用者が昨年 9,150 人、各停留所の利用者などから考えてまた路線を考えていくのか。

山根主幹：　利用の多いバス停を残していくというのも必要ですが、現在のバス停は基本的に各自治会に一つくらいは設置してありますので、そこを考え、地域の意見を聞きながらバス事業者を決定して、１～２年をかけて検討させていただきたい。

田中委員：　計算してみるとかなりの赤字。市の補助がかなり入ってくるのか。

山根主幹：　運行経費は収支率が１２～１３％と書かせてもらっていますが、実際の収入は百数十万円ということになりますので、残りの九百万円弱については市の方で委託事業者に補てんする形で委託料を支払っている。

（３）その他

中川委員：　第２処分場の件。伯耆町のエコスラグセンターが廃止となってその原材料として３千５、６百トンの廃棄物が仮置きしてあった。それをどうにかしようという議論が過去に行われている。その場所には現在何もなくなっている。当局の方でどういう経過なのか、また審議会があったとき教えていただきたい。第２３回の審議会でも取りざたされていますし、その前の２１回とかいろいろ記録の中に仮置きの数字が出ていますので、それについての処分をどうされたかを伺いたい。
鳥取県と環境事業センターが産業廃棄物の処分場を推進するということで、縦覧終了後、権利者並びに関係６自治会の方に意見調整会議を６回行っている。非常に大きな問題になっているが、この審議会でその問題を取り上げて、必要があれば事業センターを呼んで聞いてみるというような意見が審議会の中で出ておることを調べてみた。淀江町の一般の方の関心もあったり、反対の方というのが相当数あるようだ。これについて、この審議会にそういう問題について中継ぎをしていただきたい。現状報告なり、これから米子市としてどのような考え方で向かっていくか知らせてほしい。

壺瓶のところの通学路の歩道について、以前お願いしている部分があるが、１年以上たっているが一向に整備がされるとか、方針が立てられたとか聞かない。現状は歩道部分が途切れており、工事ができなかったというところもあったようだが、それ以後の整備が行われていない。経過とか、再度用地買収が終わったところ、今後の整備の計画、現状の改良計画そういうものを次の段階には併せてお知らせ願いたい。

長谷川会長：壺瓶山のところの道路の歩道の件について何か。

髙橋支所長：持ち帰って担当部署に確認を取らせていただきます。

長谷川会長：今回で３回ぐらい連続で出ている話なのでよろしくお願いします。

髙橋支所長：本課に確認します。

中川委員：　いろいろ工事をされているが子供に関することが行われていない。北尾地区に向かっていく道路も、簡単に対処できる。小波上の方には道路の拡幅などされてきている。もう少し考えた金の使い方をしてほしい。

髙橋支所長：承りました。

長谷川会長：最終処分場の事についてですけども、これまで市が処理事務ではないということで、審議会の審議対象ではないということで回答してきたわけですけども、その後事務局の方で何か聞いておられることがありましたら。

髙橋支所長：現段階では承っていることはありません。市全体の回答しかできませんが現在はまだ県の事業でやっておられる段階。市の方に話があればその段階で市の方も判断していくようになるのだと理解している。

長谷川会長：ということで今の段階ではご了解いただきたい。

中川委員：　それについては米子市としても大きな問題。事業がなされる場所が淀江町となるので、そういう情報をきちっと流していただいて、どういう考えを持っているかという事を中に入ってきていただきたい。今までは県がやっていることだ、米子市はそれに追従するようなかっこで、それならば米子市の産廃行政はいらない。結論めいたことを言えばこの審議会にかけていただきたい、個人ですが会長にもお願いしたい。審議会としてそういう話を聞く機会を持っていただきたい。

長谷川会長:その辺に関しましては、事務局とちょっと検討していきたいと思います。

松原委員：　前回もお聞きしたが、小学校から淀江の町中にでる通学路、拡張すると話しに聞いたが一向に工事の気配がない。どうなっているのか。

髙橋支所長：夏前に県とうちの担当が立会して測量を行ったはず。今後踏切のところを広げていく話を伺っている。

松原委員：　わかりました。ただ早くしないと子供が下校時間には縁石をはみ出す可能性が高い。早めに処置してほしい。

髙橋支所長：県の方にはこちらから確認しておきます。

長谷川委員：審議会に以前、淀江振興本部淀江振興課という組織改編をこの４月にするという説明を受けた。期待しているが、中々具体的な姿が見えてこない。住民も何のことか分からない方が大半。どうして米子市が淀江町の支所の中に振興課をつくったのかを住民に知らしめてほしい。

長谷川会長：それではこれで、第３８回米子市淀江地域審議会を閉会いたします。ご協力ありがとうございました。